

保 護 者 殿

あきる野市立南秋留小学校
校 長 遠 藤 裕 孝

感染症による出席停止について

学校では、特に感染力の強い病気にかかると、他の健康な児童・生徒に感染させないために、学校を休まなくてはならないきまりがあります。これらの感染症（感染症の種類は裏面参照）の可能性があつて学校を休ませる場合には、学校へ必ず連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり再登校させる際には、以下の「学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届」を保護者が記入し、担任へお渡しください。

【コピーして、お使いください】

..... き.....りとり.....せ.....ん.....

あきる野市立 南秋留小学校長殿

学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届

_____年 組 氏名_____

_____月 _____日 () に下記のとおり診断されました。

病名：_____

受診した医療機関名：_____

このため、_____月 _____日 () から_____月 _____日 () まで欠席させて
いましたが、_____月 _____日 () から登校させますので届け出ます。

平成 _____年 _____月 _____日

保護者名_____印

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日経過、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が現れた後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなった後2日を経過するまで
第三種感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス及びその他感染症	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	《その他の感染症の例》 感染性(ウイルス性)胃腸炎 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症 手足口病、伝染性紅斑 ヘルパンギーナ A型肝炎、B型肝炎、サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症、肺炎球菌感染症、急性細気管支炎、EBウイルス感染症 サイトメガロウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、日本脳炎	出席停止となる可能性がある感染症

*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)